

委託業務に係る企画提案の募集について

次のとおり企画提案を募集する。

平成25年6月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1. 業務の概要

(1) 業務名

並行在来線利用促進策調査

(2) 業務内容

平成25年3月に石川県並行在来線対策協議会において取りまとめた並行在来線経営計画（改訂版）を踏まえつつ、全国の中小民鉄における事例の調査・分析などを行い、本県並行在来線において効果的な利活用促進策について検討、施策案を取りまとめる。

- ① 本県並行在来線の現状分析
- ② 全国中小民鉄の事例整理・分析
- ③ ②を踏まえた詳細調査
- ④ 一般募集施策案の整理・分析
- ⑤ 利活用促進策の検討、取りまとめ

(3) 履行期限：平成26年3月末日

2. 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ② 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿に登載されている者であること。
- ③ 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が石川県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。以下同じ）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 評価基準

- ① 並行在来線経営計画（改訂版）の理解度
- ② 調査計画の妥当性（スケジュール、実施体制）
- ③ 効果的な調査手法の提案（事例整理、詳細調査、施策検討の手法等）
- ④ 見積・経費配分の妥当性
- ⑤ 企画提案書・説明の表現力
- ⑥ 同種若しくは類似業務に係る実績

3. 参加表明書及び企画提案書作成説明書

(1) 参加表明書

企画提案に参加しようとする者は、参加表明書を提出しなければならない。

① 参加表明書の様式等

別添様式により1部提出する。

② 提出期限

平成25年6月10日（月）17時45分必着

ただし、企画提案書の提出期限前であれば、文書により辞退届（様式自由）を提出することで、参加を辞退できるものとする。

③ 提出場所

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県企画振興部新幹線・交通対策監室並行在来線対策課経営企画グループ

T E L 076-225-1398 F A X 076-225-1399

④ 提出方法：持参による。

(2) 企画提案書作成説明書

(1)の参加表明書を提出した者に対して、次のとおり企画提案書作成説明書を交付する。

① 交付場所

(1)③に同じ。

② 交付方法

上記①の場所において交付する。

4. 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県企画振興部新幹線・交通対策監室 並行在来線対策課 経営企画グループ

T E L 076-225-1398 F A X 076-225-1399

(2) 提出期限等

① 提出期限 平成25年6月25日（火）17時45分必着

② 提出方法 持参又は郵送

(3) 提案内容説明（プレゼンテーション）

提出のあった企画提案については、各提案者による提案内容説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を行うものとする。詳細は後日提案者に連絡する。

(4) 企画提案の採否及び契約

- ① 選考結果については、提案内容説明の実施後 2 週間以内に文書で通知する。
- ② 選定された企画提案内容については、これを直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と契約内容について協議・調整を行ったうえ、委託契約を締結するものとする。

5. その他

- (1) 質問は、平成 25 年 6 月 11 日（火）17 時 45 分まで受け付けるものとする。
なお、質問は、企画提案書作成説明書に記載するアドレスあてに電子メールにより提出するものとする。
- (2) 提出書類等は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成・提出、提案内容説明への出席等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案及び契約その他の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(別添様式)

並行在来線利用促進策調査に係る企画提案参加表明書

平成 年 月 日

石川県知事 殿

所在地

商号又は名称

代表者名

印

標記の企画提案について、下記の参加資格を全て満たしていることを誓約するとともに、参加を表明します。

記

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ・ 石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿に登載されている者であること。
- ・ 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ・ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が石川県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。以下同じ）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

以上